

(若年層の海外旅行促進に向けた取組)

平成29年度「海外教育旅行支援事業」実施要領

1 目的

この要領は、海外での教育旅行を実施する中学校及び高等学校の学生並びに担当教員が同行して教育旅行等を実施する大学及び専門学校の学生を対象に、若年者の海外旅行を促進するとともに、海外の文化・知見を得るなどの教育支援及び将来的な渡航需要の拡大を図るため、北海道海外旅行促進事業実行委員会（以下「委員会」という。）が旅行代金やパスポート取得などの海外渡航費の一部を助成する事業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象

- (1) 道内の中学校及び高等学校（高等専門学校を含む。）において、クラス、その他のグループ・団体が実施する海外での教育旅行。
ただし、修学旅行等の全員参加型の教育旅行については対象外とする。
- (2) 道内の中学校及び高等学校（高等専門学校を含む。）において、目的を共有する複数の学校が合同で組織する運営事務局等が、各校の生徒を対象に実施する海外での教育旅行。
- (3) 道内の大学（短期大学及び大学院を含む。）及び各種専門学校において、担当教員が同行し、学部、学科、ゼミ単位その他のグループ・団体が実施する海外での教育旅行。

3 助成対象期間

平成29年5月29日から平成30年3月31日までとし、前期（平成29年5月29日から平成29年9月30日まで）、後期（平成29年10月1日から30年3月31日まで）とする。

4 助成条件

- (1) 下記ア～ウ全てを満たしていること。
 - ア 道内空港を利用した海外教育旅行であること。
 - イ 委員会が年1回実施する「海外教育旅行セミナー」に担当教員又は学校関係者が出席すること。
 - ウ 過去5年以内に国や自治体から当該旅行に係る補助や助成を受けていないこと。
※過去5年以内に助成を受けたことがある場合は、今年度限りの経過措置を設ける。
- (2) 助成の申請可能な回数については下記のとおり定める。
 - ア 前記2（1）の教育旅行の場合
 - a 同一学校が申請可能な回数は年度内に2回までとする。なお、年度内に2回実施する場合にあっても同一の学生に対する助成は1度限りとする。
 - b 初めて当該支援事業による助成を受けてから通算5年度まで申請可能とする。ただし、4、5年度目の助成申請にあたっては、助成額・上限額を3年度目までの2分の1とする。
 - イ 前記2（2）の教育旅行の場合
 - a 同一の運営事務局等が申請可能な回数は年度内に1回までとする。
 - b 複数校が共同で実施する場合にあつては、申請可能年度数の上限は設けない。
 - ウ 前記2（3）の教育旅行の場合
 - a 同一学校が申請可能な回数は年度内に2回までとする。ただし同一グループ・団体からの申請ではないこと。（学校の代表者が申請する場合はその限りではない。）
 - b 同一グループ・団体からの申請は、初めて当該支援事業による助成を受けてから通算5年度まで申請可能とする。ただし、4、5年度目の助成申請にあたっては、助成額・上限額を3年度目までの2分の1とする。

5 助成対象費用

- (1) 前記2（1）及び（2）の旅行のうち、道内空港発着の国際線を利用する場合については、旅費の総額に応じた助成を行うこととし、下記アの実費額にイの定額を加えた額を海外教育旅

行等に係る助成対象費用とする。

ア 参加者が負担する海外教育旅行に係る費用のうち、申請時点で内訳を日本円で明確にできるもの。

- ・交通費
 - 道内空港までの交通費
 - 航空賃（燃油サーチャージ、空港税等諸費用を含む）
 - 現地交通費
- ・宿泊費（食事付きの場合で食費が明確に区別できない場合は食費を含む）
- ・ガイド又は通訳に係る費用
- ・学習に要する費用（語学学校費用、文化施設入館料等）

※ 飲食費（宿泊料に含まれるものは除外しない）、個人の事情により追加された費用（個室料金等）、チップ、お土産代、教育旅行に関わりのない観光費用等は除外する。

※ 参加者ごとに総額に差がある場合は平均額とする。

イ 渡航に必要な諸費用分としての定額：20,000円

- ・パスポート取得費用
- ・ビザ、ESTA等取得費用
- ・海外旅行保険料
- ・その他、教育旅行に必要な雑費

※ 上記費用に係る実費の合計額と定額に差があっても定額は変更しない。

(2) 前記2(1)及び(2)の旅行に同行する教員のうち、出張ではない場合（学校から旅費が支給されない場合、PTAの基金等から旅費が支給される場合）に限り、前記(1)と同額を助成対象経費とする。ただし、同行教員2名分までを助成対象とする。

6 助成金の額

道内空港発着の国際線利用の有無及び前記5の助成対象費用の額に応じて、以下の額を助成上限額の範囲内で助成する。ただし、前記5(2)の同行する教員への助成は助成上限額の外数とする。

(1) 前記2の(1)及び(2)について

区 分／助成対象費用 (参加者1名あたり)	1名あたりの 助成額	助成上限額 (同行教員を含まない)	備考
道内空港発の国際線を利用する場合（海外での乗り継ぎ利用を含む）			
20万円以上	50,000円	500,000円	10名相当
10万円以上20万円未満	30,000円	450,000円	15名相当
10万円未満	20,000円	400,000円	20名相当
道内空港発の国際線を利用しない場合（道外空港から国際線を利用する場合等）			
道内空港から直行便が就航していない又は就航していない曜日がある国・地域のうち委員会に政府観光局が加盟する国・地域（韓国・香港・中国・タイ・マレーシア・シンガポール・フィリピン・オーストラリア・ハワイ・グアム・米国・ニュージーランド・ニアパール）への渡航の場合	20,000円	300,000円	15名相当
上記以外	10,000円	150,000円	15名相当
前記4(1)ウに該当する場合の経過措置（平成29年度限り）			
過去5年以内に助成を受けていた場合	20,000円	200,000円	10名相当

- ※ 前記4（2）アaについて、同一学校が年度内に2回申請する場合、1年度の助成上限額は合計50万円まで（同行教員への助成を含まない）とする。
- ※ 前記4（2）アbのとおり、4、5年度目の助成申請の際は「助成額・上限額」はいずれも2分の1とする。

(2) 前記2の(3)について

利用する路線	1名あたりの助成額	助成額上限	備考
道内空港発の国際線を利用する場合 (海外での乗り継ぎ利用を含む。)	20,000円	200,000円	10名相当
上記以外	10,000円	100,000円	10名相当

- ※ 前記4（2）ウbのとおり、4、5年度目の助成申請の際は「助成額・上限額」はいずれも2分の1とする。

7 助成に係る諸手続

- (1) 助成を受けようとするグループ・団体の代表者（学校関係者又は同行教員）は、旅行を実施する20日前までに、委員会に対し、申請書等を提出すること。
- (2) 委員会は、申請書の内容が適正であると判断した場合は、受理日から旅行を実施する10日前までに承認書により、予め実績報告の提出期限を定めて承認する。
- (3) 承認を受けたグループにおいて、旅行実施までの間に実施内容に大幅な変更が生じることとなった場合は、委員会に連絡すること。原則として、変更後の内容で積算した額を、承認額の範囲内で助成することとする。
- (4) 承認を受けたグループ・団体の代表者は、当該旅行の実施後、前記（2）で定められた実績報告の期限内に請求書及び報告書を委員会に提出すること。助成金の振込先は、学校又は担当教員等学校関係者の口座とする。
- (5) 委員会は、報告書の内容が適正であると判断した場合は、請求書を受理した日から30日以内に、請求額の支払を行う。
- (6) 前記（1）及び（4）の申請手続は、申請日時点で委員会委員である旅行会社に限り代行できるものとする。ただし、助成金の振込先を旅行会社とすることはできない。（JTB北海道、HIS、日本旅行北海道、近畿日本ツーリスト北海道、ツアーウェーブ、トラベルプラザインターナショナル、東武トップツアーズ、名鉄観光サービス、阪急交通社）

8 その他

- (1) 委員会は、前記3に記載する期間（前期、後期）ごとに予算枠を設け、申請書を受理した順に優先して予算の範囲内で助成することとし、それぞれの予算額に達した場合は、助成を終了する。終了した場合は、委員会のホームページ等により告知する。
なお、前期予算に残額があった場合は、後期予算に加えることとする。
- (2) 前記6の（1）及び（2）に掲げる上限額にかかわらず、旅行内容や人数等を考慮し、助成額の調整を行う場合がある。また、申請内容等に虚偽や瑕疵があった場合は、助成を取り消す場合がある。
- (3) 毎年海外教育旅行を実施している場合についても、年度毎の実施要領に基づき助成に係る諸手続を行うものとする。
- (4) この要領に定めのない事項については、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月29日から施行する。